

町田市公告第 38 号

町区域の新設及び新名称の案について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により別紙「住居表示を実施する区域」を「住居表示実施後の町の区域と名称」に示すとおりに変更するため、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定によりその案を公告する。

なお、この案に係る町区域内に住所を有する者で、本市議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、住居表示に関する法律第 5 条の 2 第 2 項の規定に基づき、変更の請求をすることができる。

2015 年 6 月 2 日

町田市長 石 阪 丈 一